

② 産後ケア事業をご存知ですか

問 こども政策課 TEL 0296-78-3155

「産後ケア事業」とは、産後の育児不安を軽減できるよう専門の施設で指導を受け、休息を取ることができる事業です。

詳しくは、右の二次元コードでご確認ください。

内容 産婦および乳児のケア、授乳指導、育児に関する指導、
心身のケアと育児サポート



詳しくはこちら

③ 野焼きは禁止されています

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで法律で禁止されています。少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。なお、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却など一部例外として認められる行為もありますが、「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など生活環境への影響がある場合は、指導の対象となりますので地域の生活環境への配慮をお願いします。

④ 10 月は「飼い主マナー向上推進月間」です

問 県生活衛生課 TEL 029-301-3418 環境政策課(内線 126)
笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)



市ホームページ

ペットへの愛情は、もちろん必要ですが「かわいい」という気持ちだけでは飼い主にはなれません。動物にも、意思や感情があり、飼い主の思い通りにならないこともあります。ペットを飼うことは、その一生の面倒をみることです。

ペットの気持ちに寄り添い、その命に責任を持って飼いましょう。また、ペットを悪者にするものがないよう、散歩や飼い方のルールやマナーを守り「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指しましょう。

【ペットには所有明示をしましょう】

ペットには、飼い主が誰なのかわかるように首輪などに名札などを必ずつけましょう。迷子になったときや誰かが保護してくれた時に役に立ちます。ペットが飼い主の元に帰れるように飼い主が行う責務の一つです。

【ペットの放し飼いはやめましょう】

「ペットを思いやっでの放し飼い」は間違いです。自由に見える放し飼いは危険で無責任な行為です。ペットの起こしたトラブルは、全て飼い主の責任です。特に猫は室内で飼いましょう。

【繁殖を望まない犬猫の不妊去勢手術は飼い主の責務です】

不幸な命を作らないために、繁殖を望まない場合は不妊去勢手術を受けましょう。市では飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術の補助事業を行っていますので、ご利用ください。

【環境美化につとめましょう】

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。